

静岡県告示第160号

林業関係事業補助金交付要綱（昭和55年静岡県告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月8日

静岡県知事 川勝平太

別表3の項補助率の欄1中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項、第41条第1項若しくは第2項、第42条又は第44条第4項）」に改め、同表24の項経費の欄中「合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策実施要綱（平成28年1月20日付け27林整計第236号農林水産事務次官依命通知）別表1」を「合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）別表」に改め、同表に次のように加える。

<p>30 スマート林業導入支援事業</p>	<p>1 林業作業を受託している法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に規定する森林整備法人を除く。）、森林組合、森林組合連合会、林業種苗法に基づく生産事業者（個人及び個人事業主を除く。）、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第10条第1項に規定する認定特定増殖事業者及びその認定を受ける見込みの者（個人及び個人事業主を除く。）、特用林産物を生産する法人（生産に係る作業を受託している場合に限る。）、林業労働力の確保の促進に関する法律第11条第1項に規定する林業労働力確保支援センター、林業者が使用する林業用機械等をレンタル、サブスクリプション等の販売以外の手段によつて林業者に提供する者その他知事が認める団体が事</p>	<p>1 スマート林業技術等の導入及び導入技術の普及 2 スマート林業技術等を扱う専門人材の育成 3 共同利用によるスマート林業技術等の導入及び導入技術の普及</p>	<p>1 スマート林業技術等の導入及び導入技術の普及にあつては、事業費の2分の1以内とし、1,000万円を限度とする。ただし、事業実施主体が、次のいずれかの場合にあつては、事業費の3分の2以内とし、1,500万円を限度とする。 (1) 作業受託している森林において、森林経営計画を策定済みである場合 (2) 木材の安定供給に係る協定を取引先と締結し、かつ、当該取引先が登録木材関連事業者（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）第13条第1項に規定する登録木材関連事業者をいう。）である場合</p>	<p>事業費の増額又は30パーセントを超える減額</p>	<p>1 事業実施主体の名称の変更 2 事業の中止又は廃止 3 成果目標の変更</p>
------------------------	--	---	---	------------------------------	---

	<p>業細目の欄に掲げる1及び2の事業を行うのに要する経費</p> <p>2 森林所有者、地域住民、自伐林家、林業用種苗、緑化樹木又は特用林産物の生産者等のうち3者以上の者で組織する団体が事業細目の欄に掲げる3の事業を行うのに要する経費</p> <p>3 2に掲げる団体のうち複数のものが複数の機械等を一括して発注し、導入価格を低減させて、事業細目の欄に掲げる1及び2の事業を行うのに要する経費</p>		<p>(3) 経営の安定化を図るため、製品の多様化又はICT等を活用した販路の多角化に、新たに、又は拡大して取り組む場合</p> <p>2 スマート林業技術等を扱う専門人材の育成にあつては、事業費の10分の10以内とし、100万円を限度とする。</p> <p>3 共同利用によるスマート林業技術等の導入及び導入技術の普及にあつては、事業費の2分の1以内とし、100万円を限度とする。</p>		
--	---	--	---	--	--

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に改正前の林業関係事業補助金交付要綱の規定により取り扱ったものは、改正後の林業関係事業補助金交付要綱の相当の規定により取り扱ったものとみなす。